

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年 8月 3日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区放課後児童システム初期導入・運用支援作業委託

(2) 目的

世田谷区新BOP学童クラブ職員の働き方改革を促進し、事務負担軽減を行い、本来の児童育成業務により注力できる環境整備を行うため、ICT利用環境の整備を行い、児童の登退所情報管理、児童の当日のお迎え情報等更新、災害時等緊急時のメール送信、職員の出退勤情報管理等を行う放課後児童システムを導入する。

システムはクラウドでの運用とし、各新BOP及び児童課が放課後児童システムサービス事業者（以下「事業者」という）の提供する外部サーバにネットワーク接続して利用する。また、保護者がスマートフォン等から事業者の提供する外部サーバにネットワーク接続し、新BOPおよび児童課からの緊急メールの受信、児童の当日のお迎え情報の更新入力を行う。

導入する放課後児童システムは今年度プロポーザルにより決定する。導入は二段階で実施することとし、今年度は運営時間延長モデル実施校（桜、下北沢、玉川、喜多見、千歳台）と世田谷区5地域より各2校ずつ（弦巻、中丸、代沢、松沢、東深沢、瀬田、砧南、山野、給田、烏山）の計15施設および児童課に先行導入し、翌年度に、残りの新BOPへシステムを導入し、環境整備が完了した令和3年度から本格運用を開始する。

(3) 業務範囲

本システムの対象となる業務は、児童の登退所情報管理、児童の当日情報変更管理、災害時等緊急時における保護者へのメール送信、職員の出退勤情報管理の各業務である。

業務の概要とシステム化の範囲は以下のとおりである。

業務	概要	システム化範囲	備考
児童登退所管理	児童の登所、退所情報の管理	児童及び保護者の情報等の登録、登録情報の検索、集計、データ加工、各種帳票、及び入出力・入出力に必要なデータの変換、機能要件定義書に記載の業務。	
児童の当日情報変更管理	児童の当日のお迎え情報等の変更情報管理		
災害時等緊急メール送信	災害発生時または予測時、不審者の目撃等の情報受理時における保護者への緊急メールの送信		
職員の出退勤管理	新BOP職員（正規職員除く）の出退勤情報の管理		

(4) 業務内容

世田谷区新BOP学童クラブ61施設および児童課において、児童の登退所情報管理、児童の当日のお迎え情報等更新、災害時等緊急時のメール送信、職員の出退勤情報管理等の新BOP学童クラブ運営業務（以下、「学童クラブ業務」）を行うことができ、かつ児童課においては、サーバを介して各新BOPの学童クラブ業務を閲覧可能およびデータの集約ができるシステムを構築し、保守管理する。

なお、システムはクラウド運用とし、各拠点はデータセンターとの接続により運用することとする。

また、各新BOP及び児童課は外部サーバ（放課後児童システム）のネットワーク接続に伴い、SIMカードを挿入した専用端末から、クラウドサービス上のリモートアクセスサービスを使用するため、IP-VPNを構築・導入することとする。

[1] システム構築・導入業務の詳細

システム構築・導入業務の内容は以下のとおりである。

① プロジェクト管理作業

- ・進捗、工程管理作業
- ・課題管理作業
- ・その他関連作業

② 設計作業

- ・本システムの設計作業
- ・その他関連作業

③ 構築・導入作業

- ・サーバ構築、設定作業
- ・基本ソフトウェア製品の設定作業
- ・ハードウェア製品の設定作業
- ・ソフトウェアのインストール、設定作業
- ・児童課及び新BOP学童クラブ61施設とサーバとのネットワーク構築作業

④ その他関連作業

- ・データ取り込み作業
- ・テスト作業
- ・教育、研修（各施設への訪問研修等）
- ・マニュアル作成

[2] システム構築業務の成果物

システム構築業務の成果物は以下のとおりである。

① 本システム

- 本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行うものとする。
- ・本システム 一式

②本システムデータ

本システムの環境構築に伴い、稼動で必要となったデータの提供を行うものとする。

- ・本システムに搭載する業務データ 一式
- ・本システムを構成するハードウェアの設定データ 一式
- ・本システムを構成するソフトウェアの設定データ 一式
- ・上記データを格納した電子媒体 一式

③各種ドキュメント類

本システムの環境構築に伴い、稼動までに作成した各種ドキュメントの提供を行うものとする。

- ・プロジェクト管理関連 一式（プロジェクト管理資料、導入スケジュール、作業報告書等）
- ・設計関連 一式（基本設計書、機器・ネットワーク構成図等）
- ・構築・導入関連 一式（構築・導入作業手順書、設定シート等）
- ・データ取り込み関連 一式（作業結果報告書）
- ・テスト関連 一式（データ入力、データ入力反映、データ出力等）
- ・その他 一式（ソフトウェア一覧、ソフトウェアの操作・運用マニュアル、システム管理手順書、サポート保守・障害時連絡先一覧、本区との打ち合わせ議事録等）

(5) 履行期間

① システム構築：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで（予定）

② システム導入

ア 新BOP学童クラブおよび児童課

（15施設：桜、下北沢、玉川、喜多見、千歳台、弦巻、中丸、代沢、松沢、東深沢、瀬田、砧南、山野、給田、烏山）

令和3年2月1日から令和3年3月31日まで（予定）

イ 新BOP学童クラブ（上記②ア以外46施設）

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで（予定）

③ システム保守：令和3年3月1日から令和7年3月31日まで（予定）

ア 新BOP学童クラブおよび児童課

（15施設：桜、下北沢、玉川、喜多見、千歳台、弦巻、中丸、代沢、松沢、東深沢、瀬田、砧南、山野、給田、烏山）

令和3年3月1日から令和7年3月31日まで（予定）

イ 新BOP学童クラブ（上記②ア以外46施設）

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで（予定）

※システム保守契約は複数年の長期継続契約とし、契約初年度の予算配当があること及びシステム構築業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、

当該契約を変更又は解除することができるものとする。

※当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または契約時までには有する見込みであること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (7) 日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。またはそれに準ずる管理体制を行っていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。選定については、別途、選定委員会にて行う。

4 審査

審査は「世田谷区放課後児童システム初期導入・運用支援作業委託事業者選定委員会設置要綱」による選定委員会にて行う。令和2年9月24日（木）を予定している。

審査においては、「5 評価基準」に基づき提案書、見積書、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた業者に事業委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

5 評価基準

(1) 提案書

- ① 実施方針について
- ② システムの機能について
- ③ システムの構成について
- ④ 情報セキュリティ対策について
- ⑤ システムの運用及び保守について

⑥ 実施体制及びプロジェクト管理について

(2) 見積書

見積金額の妥当性

(3) デモンストレーション・ヒアリング

- a. 製品、システム機能の概要
- b. システム操作性
- c. 提案書との整合性
- d. ベンダーのコミュニケーション能力
- e. 業務への取組姿勢
- f. 業務向上性
- g. 業務先進性
- h. 独自提案の内容

6 審査結果の通知期日及び方法

審査の結果については文書にて通知する。また、区は選定業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

(1) 通知期日

令和2年9月30日（水） 発送予定

(2) 方法

郵送

7 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当 三須、佐藤、宮崎

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口

電 話：03-5432-2583 FAX 03-5432-3016

E-mail：SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年8月3日（月）～8月17日（月）

場 所：上記（1）に同じ

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

方 法：希望者に無償配布する（世田谷区ホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期 限：令和2年8月17日（月）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

※期間中の受付は午前8時30分から午後5時まで。土日祝日を除く。

方 法：持参に限る。

参加辞退：参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。参加辞退届は、社名、本プロポーザル件名、辞退理由、担当者（連絡先）を記載し、社印を押印して提出すること。

(4) 招請通知（参加資格結果通知）の発送
発送日（予定）：令和2年8月21日（金）

(5) 質問の提出期限、方法
提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。
期 限：令和2年8月25日（火）午後5時まで（必着）
回 答：令和2年9月 4日（金）（予定）
方 法：上記（1）に記載のメールアドレスへ提出。提出の際はメールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送付後、上記（1）に記載の担当宛に電話にて連絡を行うこと。

(6) 提案書・見積書の提出期限、提出場所及び方法
期 限：令和2年9月18日（金）午後5時まで（必着）
場 所：上記（1）に同じ
方 法：持参及び電子メール

8 プロポーザル実施日程（一覧）

・手続き開始の公示	8月 3日（月）
・参加表明書提出期限	8月17日（月）午後5時まで（持参）
・質問受付期限	8月25日（火）午後5時まで（メール）
・質問回答期日	9月 4日（金）
・招請通知の発送	8月21日（金）
・提案書提出期限	9月18日（金）午後5時まで (持参、メール)
・選定委員会(プレゼンテーション)	9月24日（木）
・決定通知	9月30日（水）

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。

- (6) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (7) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- (10) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (16) 詳細は、提案要求説明書による。
- (17) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (18) 本案件は、提案上限額が「世田谷区放課後児童システム初期導入・運用支援委託業務提案要求説明書」の「8. 提案上限額」のとおりであり、区との契約で、予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となるため、詳細を別紙にて確認すること。